

●公益上必要な施設等に、その寄贈者名を、許可無く表示できます。

表示の基準

表示面積は、表示方向から見た公益上必要な施設又は物件の平面積の20分の1以下で、かつ、0.5㎡以下であること。

※表示する氏名等は、当該施設等を寄贈した者であることがわかるようにしてください。

※表示する場所は、原則として『1か所』です。

※禁止地域、禁止物件、はり紙等の禁止物件、許可地域を問わず表示できます。

※寄贈者の商標等の表示は、通常の広告物と誤解されますので、可能な限り避けてください。やむを得ず表示しなければならないときは、可能な限り小さくするとともに、地色に近い色彩等を用いてください。

<注意>

バス停などに、道路管理者の許可を得てベンチなどを設置する場合、背もたれ等に広告を表示することはできません。